

神戸町人事行政の運営状況

(令和7年4月1日現在)

図 総務課 ☎27-0171

1 職員の任免及び職員数に関する状況

区 分	職 員 数		
	令和7年度	令和6年度	増減数
一 般 行 政 部 門 (技能労務職を含む)	124	126	△ 2
教 育 部 門	23	23	0
公 営 企 業 等	6	6	0
合 計	153	155	△ 2

特別職 (町長、副町長、教育長)	3名
一般行政職	146名
技能労務職	7名
計	156名

(注) 特別職 (町長、副町長、教育長) 除く。

2 職員の給与の状況

(1) 職員の平均給料月額及び平均年齢

区 分	平均給料月額	平均年齢
一 般 行 政 職	319,000円	44.5歳
技 能 労 務 職	235,400円	57.8歳

(2) 職員の初任給の状況

区 分		神戸町	国
一般行政職	大学卒	220,000円	同じ
	短大卒	188,000円	同じ

(3) 一般行政職の級別職員数と構成比

区 分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合 計
標準的な職務内容	部長の職務	課長の職務	課長の職務	課長補佐の職務	係長・主査の職務	主任の職務	主事の職務	
職 員 数	3人	4人	8人	27人	32人	31人	32人	137人
構 成 比	3.6%	2.8%	8.5%	16.3%	25.5%	20.6%	22.7%	100.0%

(注) ・標準的な職務内容とは、それぞれの職務の級に該当する代表的な職名です。
・再任用職員、技能労務職員を除く。

(4) 職員手当の状況

区 分	神 戸 町	国
期末勤勉手当	年間4.6月分 (6月期: 2.25月分、12月期: 2.35月分) 職制上の段階・職務の級等による加算措置 有	同じ
退 職 手 当	基本額 (給料月額×支給率) + 調整額 (支給率の例) 自己都合 定 年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.270750月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分	同じ
扶 養 手 当	配偶者 3,000円 子 11,500円 父母等 6,500円 16歳から22歳までの子に対する加算 5,000円	同じ
住 居 手 当	借家・借間の場合 (家賃月額16,000円を超える場合) 家賃の額の応じ28,000円を限度に支給	同じ
通 勤 手 当	自動車等利用者 (片道2km以上の者) 距離に応じ2,000円から10,000円を支給	同じ

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

※3～8は令和6年度

(1) 勤務時間

休日を除き、8:30から17:15まで ※職種や職場によって異なります。

(2) 休暇制度

区 分	付与日数	内 容
年次有給休暇	1年につき20日	翌年に限り20日を限度として繰り越すことができる。 (R6.1.1～R6.12.31 平均取得日数10.2日)
特 別 休 暇	内容による	結婚休暇(5日)、夏季休暇(3日)、産前産後休暇(産前6週間、 産後8週間)、慶弔休暇(1～7日)、ボランティア休暇(5日)ほか
育 児 休 業	子が3歳に達するまで (無給)	育児休業法に基づき、3歳に満たない子を養育するため育児休業を することができる。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分 1件、懲戒処分 0件

5 職員の服務の状況

服務義務違反者はなし

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況

・岐阜県市町村職員研修センター

研 修 名	受講者	研修日数	研修の目的
○基礎研修 係長級職員研修 ほか	31名	1～2日	職員としての役割を再認識し、 総合的な資質の向上を図る。
○選択研修 条例の見方、つくり方基礎講座 ほか	32名	1～2日	各種実務の専門知識を習得し、 事務能力の向上を図る。

・市町村アカデミー、国際文化アカデミー

研 修 名	受講者	研修日数	研修の目的
法制執務 ほか	2名	3～5日	専門知識の習得及び実務遂 行能力の向上を図る。

・その他の派遣研修

研 修 名	受講者	研修日数	研修の目的
自治大学校	1名	76日	総合的な資質の向上を図る。

(2) 勤務成績の評定の状況

神戸町勤務評定実施要綱に基づき毎年度2回評定を行い、職員の勤務実績について客観的・統一的に記録することにより、これを職員の能力開発、指導育成に活用し公正かつ合理的な人事管理を図ることを目的として実施。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済制度

職員の生活の安全と福祉の向上を図るため、岐阜県市町村職員共済組合に加入している。共済組合は、健康保険制度に相当する短期給付、年金制度に相当する長期給付を行っている。

(2) 公務災害補償制度

認定件数
1件

8 公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置要求の状況

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

(3) 苦情処理の状況

上記各項目について、該当なし

